

無料

消費税軽減税率対策、転嫁対策等でお悩みの中小企業組合等の皆様  
**専門家を派遣します**

本年10月1日から消費税率は10%へ引き上げられ、同時に飲食料品等の特定品目が8%の税率に据え置かれる「軽減税率制度」が実施されます。軽減税率の対象品目を取り扱う事業者はもとより、全ての事業者で対応が必要となります。

当中央会では、県内の中小企業組合等を対象に、消費税率の引き上げや軽減税率導入への円滑な対応を図ることを目的として「個別相談窓口の設置」及び「指導員による巡回指導」とともに「専門家の派遣」を実施しています。

消費税全般に関する相談と併せて、経営上の諸課題解決のため、税理士、公認会計士、中小企業診断士等の専門家を派遣いたしますのでご活用ください。

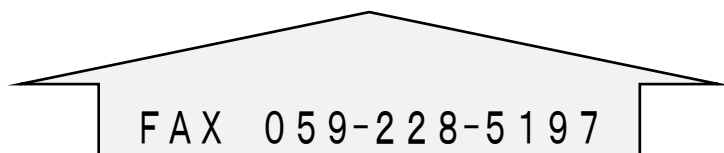
- 【申込期間】 2019年12月27日（金）まで  
\* 申込み先着順とし、予算額に達し次第終了します。
- 【実施期間】 2020年1月17日（金）まで
- 【対象】 県内の中小企業組合等
- 【派遣専門家】 税理士、公認会計士、中小企業診断士等
- 【相談内容例】 消費税軽減税率制度の内容  
軽減税率対策の支援策  
転嫁・表示カルテル組成の方法  
消費税増税を乗り越えるための経営体質改善 等
- 【相談料】 無料
- 【申込方法】 裏面の「専門家派遣 申込書」に必要事項をご記入のうえ、FAX 又は E-mail にてお申込みください。

お問合せ・お申込み先

三重県中小企業団体中央会 企画情報課

電話 059-228-5195 FAX 059-228-5197

E-mail kikaku@chuokai-mie.or.jp



三重県中小企業団体中央会 企画情報課 行

平成 30 年度(第 2 次補正分)消費税軽減税率対策窓口相談等事業

## 専門家派遣 申込書

下記のとおり専門家派遣を依頼します。

(申込日 2019 年 月 日)

組合等名			
住 所			
代表者名		担当者名	
T E L		F A X	
E-mail			
対 象 者 参加人数			
派 遣 希 望 日	第 1 希望日	月 日	時 分～
	第 2 希望日	月 日	時 分～
相談内容又は講習テーマ等			

\* ご記入いただいた情報は、本事業推進以外の目的には使用いたしません。

\* ご希望の日程に沿わない場合は、別途調整させていただきます。

■お問い合わせ先

三重県中小企業団体中央会 企画情報課

TEL 059-228-5195